

[令和5年4月1日 改正]

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償等に関する規程

社会福祉法人 函 館 緑 風 会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館緑風会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる常勤での勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務執行に伴い発生する日当、交通費（理事会等の出席を含む。）及び旅費等の経費をいう。
報酬とは、明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 職員兼務の理事が、常勤の理事長及び業務執行理事に就任した場合は、その職務執行の対価として、就任する前月の俸給月額に下記の金額を加算した額を別表1（1）「常勤役員俸給表」の直近上位の号俸額を俸給月額として支給する。

- ① 理事長 100,000 円
- ② 業務執行理事 50,000 円

- 2 非常勤の理事が常勤の理事長及び業務執行理事に就任した場合は、前歴等を考慮して、その職務執行の対価として、別表1（1）「常勤役員俸給表」により俸給月額として支給する。
- 3 常勤理事及び非常勤理事が、非常勤の理事長並びに業務執行理事に就任した場合は、前歴及び定期的に法人で行う業務等の勤務状況を考慮して、その職務執行の対価として、別表1（2）「非常勤役員俸給表」により俸給月額として支給する。
- 4 俸給月額が発生する常勤理事及び非常勤理事の昇給に関する規定は、法人給与規則を準用する。
- 5 評議員、監事及び評議員選任・解任委員には報酬は支給しないものとする。

(諸手当)

第4条 常勤役員のうち、理事長及び業務執行理事の諸手当は、法人給与規則に基づき支給する。

- 2 なお、常勤役員の理事には手当として別表3（1）の金額を支給する。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間16,000千円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100千円以内とする。
- 3 この法人の常勤役員の俸給月額は、別表1（1）「常勤役員俸給表」に定めるところとする。

4 別表1「役員の俸給表」は令和5年度以降については、奇数年にベースアップ等を参考にして見直しを行うものとする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員が理事会並びに評議員会等に出席し、その職務の執行に当たって発生した費用については、別表2「役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用」に定めた金額を支払う。

2 理事長の指示により、法人の業務遂行のために、出張する役員及び評議員には、当法人の「旅費規則」に準じて旅費を支給する。

又、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

なお、これを請求のあった日から遅滞なく支払うのとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤理事及び非常勤理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が休日若しくは金融機関の休業日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払う。

2 役員及び評議員の費用並びに旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨で直接本人にその金額を支払うものとする。ただし、本人の申し出により、本人が指定する金融機関の本人名義の預金口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額が本人の申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(非常勤役員及び評議員の功労金品)

第9条 10年以上に亘り、当法人の運営と発展に貢献した非常勤役員及び評議員が退任並びに辞任した時に下記の算出方法により功労金品を贈るものとする。

・ 算出方法：10,000円 × 在任年数

(在任年数の計算にあたっては、6カ月以上は1年とし、6カ月未満は切り捨てとする。)

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が専決し、これを評議員会に報告するものとする。

附 則

1. 平成29年4月1日から施行する規程は、破棄する。
2. この規程は、令和3年7月1日から施行する。
3. 令和5年4月1日 一部改正

別表 1 〔役員 の 俸給表〕

(1) 常勤役員俸給表

令和5年4月1日

号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)
1	210,000	13	390,000	25	570,000
2	225,000	14	405,000	26	585,000
3	240,000	15	420,000	27	600,000
4	255,000	16	435,000	28	615,000
5	270,000	17	450,000	29	630,000
6	285,000	18	465,000	30	645,000
7	300,000	19	480,000	31	660,000
8	315,000	20	495,000	32	675,000
9	330,000	21	510,000	33	690,000
10	345,000	22	525,000	34	705,000
11	360,000	23	540,000	35	720,000
12	375,000	24	555,000	36	735,000

(2) 非常勤役員俸給表

令和3年7月1日

号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)	号俸	俸給月額 (円)
1	30,000	10	75,000	19	120,000
2	35,000	11	80,000	20	125,000
3	40,000	12	85,000	21	130,000
4	45,000	13	90,000	22	135,000
5	50,000	14	95,000	23	140,000
6	55,000	15	100,000	24	145,000
7	60,000	16	105,000	25	150,000
8	65,000	17	110,000	26	155,000
9	70,000	18	115,000	27	160,000

別表 2 〔役員、評議員及び評議員選任・解任委員の費用〕

(1) 理事会等の出席及び監事が監査業務を行った場合（日当は、当法人「旅費規則」に準じた額とする。）に支給する。

但し、職員を兼務する理事には支給しない。

① 日 当 1人一律 7,000円を支給する。

② 交通費 1人一律 2,000円を支給する。

(2) 旅 費

当法人の「旅費規則」に準じて支給する。

別表 3 〔職員を兼務する理事の手当〕

(1) 理 事 月額 20,000円